非核三原則の堅持を求める意見書

非核三原則は、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」とする日本の平和主義の根幹をなす重要な理念であり、国会決議により国是として位置づけられ、被爆国としての歴史や国際社会での信頼維持を背景に堅持されてきた。

81年前の広島と長崎にもたらされた惨禍は二度と繰り返してはならず、世界で唯一の戦争被爆国としての役割を果たす使命がある。

令和６年のノーベル平和賞を受賞した日本原水爆被害者団体協議会をはじめとして多くの被爆者は、「自分たちと同じ苦しみを地球上の誰にも味わわせてはならない」と現在も高齢であるにもかかわらず、今日まで一貫して核兵器の使用禁止、廃絶を求めて訴え続けている。

新温泉町も平成18年10月１日に新温泉町恒久平和の町宣言を行い、非核三原則の堅持と恒久平和の実現を願い、戦争のない明るく幸せな生活を守る決意を示している。

しかし、国際情勢の緊張化をはじめ、世界の安全保障環境は不透明さを増している。

よって、国におかれては、核兵器のない平和な世界の実現を願う国民の思いを受け止め、引き続き非核三原則を堅持されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年９月２８日

衆議院議長　　殿
参議院議長　　殿
内閣総理大臣　殿
総務大臣　　殿
外務大臣　　殿
防衛大臣　　殿

兵庫県新温泉町議会議長　池　田　宜　広